

# 「遺言書情報証明書」又は「遺言書の閲覧」請求のための チェックリスト【関係相続人等用】

【広島法務局】

## 第1 添付書類（必要な書類）について

① 請求人は、遺言者(亡くなられた方)の法定相続人ですか。  
又は、遺言者(亡くなられた方)が書いた遺言書に、受遺者又は遺言執行者として記載された人ですか。

はい ↓

請求人は、「遺言書情報証明書」又は「遺言書の閲覧」を請求することができます。  
②に進んでください。

いいえ ↓

請求人は、請求資格がないため、「遺言書情報証明書」又は「遺言書の閲覧」を請求することができません。

分からない ↓

職員に御相談ください。  
(又は、法定相続人に請求を促してください。)

② 請求人は、遺言書保管所(法務局)から送付された「関係遺言書保管通知」を持っていますか。

\*「関係遺言書保管通知」とは、法務局に遺言者が作成した遺言書が保管されている旨を、遺言者の相続人や遺言書に記載された受遺者、遺言執行者に送付する通知書です。  
\*「遺言者が指定した方への通知(指定者通知)」と書かれた通知書は対象外です。

はい ↓

請求のために必要な書類は、次のとおりとなります。

いいえ ↓

③に進んでください。

↓  
【必要書類等】 \*遺言者や受遺者、遺言執行者の住所が遺言書保管所(法務局)の登録情報と相違する場合は、別途、変更を証明する書類が必要となる場合があります。

- 請求人の氏名及び住所を証明する書類(請求人の住民票の写し等)
- 請求人が相続人である場合→戸籍謄本等相続人に該当することを証明する書類
- 請求人が法人である場合 → 法人の代表者事項証明書(作成後3か月以内)
- 請求人が法定代理人である場合  
→ 戸籍謄本(親権者)や登記事項証明書(後見人等)(作成後3か月以内)
- 遺言書情報証明書交付請求書
- 請求人の本人確認書類  
(マイナンバーカード、運転免許証など顔写真付きの官公署から発行された身分証明書)
- 手数料(1通につき1,400円)

③ 請求人は、「法定相続情報一覧図」の写し(相続人の住所の記載があるもの)を持っていますか。

\*「法定相続情報一覧図」とは、被相続人(亡くなられた方)の法定相続人(相続関係)を示した情報を一覧図にまとめたものです。法務局(不動産登記担当窓口)で申出・取得することができます。手数料は無料です。詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

はい ↓

いいえ ↓

請求のために必要な書類は、次のとおりとなります。

④に進んでください。

【必要書類等】

\* 遺言者や受遺者、遺言執行者の住所が遺言書保管所(法務局)の登録情報と相違する場合は、別途、変更を証明する書類が必要となる場合があります。

- 「法定相続情報一覧図」の写し(住所の記載があるもの)
- 請求人が相続人以外である場合 → 請求人の住民票の写し
- 請求人が法人である場合 → 法人の代表者事項証明書(作成後3か月以内)
- 請求人が法定代理人である場合  
→ 戸籍謄本(親権者)や登記事項証明書(後見人等)(作成後3か月以内)
- 遺言書情報証明書交付請求書
- 請求人の本人確認書類  
(マイナンバーカード、運転免許証など顔写真付きの官公署から発行された身分証明書)
- 手数料(1通につき1,400円)

④ 請求人は、「法定相続情報一覧図」の写し(相続人の住所の記載がないもの)を持っていますか。

\*「法定相続情報一覧図」の写しとは、被相続人(亡くなられた方)の法定相続人(相続関係)を示した情報を一覧図にまとめたものです。法務局(不動産登記担当窓口)で申出・取得することができます。手数料は無料です。詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

はい ↓

いいえ ↓

請求のために必要な書類は、次のとおりとなります。

⑤に進んでください。

【必要書類等】

\* 遺言者や受遺者、遺言執行者の住所が遺言書保管所(法務局)の登録情報と相違する場合は、別途、変更を証明する書類が必要となる場合があります。

- 「法定相続情報一覧図」の写し(住所の記載がないもの)
- 相続人全員の住民票の写し
- 請求人が相続人以外である場合 → 請求人の住民票の写し
- 請求人が法人である場合 → 法人の代表者事項証明書(作成後3か月以内)
- 請求人が法定代理人である場合  
→ 戸籍謄本(親権者)や登記事項証明書(後見人等)(作成後3か月以内)
- 遺言書情報証明書交付請求書
- 請求人の本人確認書類  
(マイナンバーカード、運転免許証など顔写真付きの官公署から発行された身分証明書)
- 手数料(1通につき1,400円)

⑤

請求のために必要な書類は、次のとおりとなります。

**【必要書類等】**

\* 遺言者や受遺者、遺言執行者の住所が遺言書保管所（法務局）の登録情報と相違する場合は、別途、変更を証明する書類が必要となる場合があります。

- 遺言者(亡くなられた方)の出生時から死亡時までの戸(除)籍謄本
- 相続人全員の戸籍謄本
- 相続人全員の住民票の写し
- 請求人が相続人以外である場合 → 請求人の住民票の写し
- 請求人が法人である場合 → 法人の代表者事項証明書(作成後3か月以内)
- 請求人が法定代理人である場合  
→ 戸籍謄本(親権者)や登記事項証明書(後見人等)(作成後3か月以内)
- 遺言書情報証明書交付請求書
- 請求人の本人確認書類  
(マイナンバーカード、運転免許証など顔写真付きの官公署から発行された身分証明書)
- 手数料(1通につき1,400円)

## 第2 請求書について

請求書の「記入上の注意事項」を参考に記入してください。

請求書の様式、記載例及び作成上の注意事項は、次のURLにあります。

【法務省ホームページ】[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

1 請求先の法務局及び請求方法は、次のとおりです。

**【遺言書情報証明書の請求】**

請求先: 全国の遺言書保管所(法務局) 請求方法: 窓口又は郵送

**【遺言書(原本)の閲覧の請求】**

請求先: 遺言書が保管されている遺言書保管所(法務局) 請求方法: 窓口

**【遺言書保管ファイルに記録されている事項の閲覧の請求】**

請求先: 全国の遺言書保管所(法務局) 請求方法: 窓口

2 【請求対象の遺言者欄】の「遺言者の住所」は、遺言者の最後の住所が記載されていますか。

3 【相続人欄】には、遺言者の法定相続人全員を記載していますか。

\* 既に「遺言書情報証明書」が交付されている場合、「関係遺言書保管通知」の送付を受けた方が請求する場合、「法定相続情報一覧図」の写し(住所の記載があるもの)を提出する場合は、相続人の記載は不要です。

4 請求書に記載すべき事項は、全て記載しましたか(記載漏れはありませんか。)

また、該当する□にはレ印を記載していますか。

5 記載事項の訂正、加入又は削除をした場合は、二重線を引いてその近辺に

正しい文字を記載しましたか(訂正箇所を押印はいりません。)

### 第3 手数料について

- 1 手数料(収入印紙)の準備はできましたか。収入印紙は法務局でも購入することができます。  
(窓口で請求する場合、収入印紙は手数料納付用紙に貼付をしないで持参してください。)



遺言書情報証明書	1通につき1,400円
遺言書(原本)の閲覧	1回につき1,700円
遺言書保管ファイルに記録されている事項の閲覧	1回につき1,400円

### 第4 その他注意事項

- 1 添付書類のうち、原本の返却を希望する場合は、「原本に相違ない」旨を記載し、署名又は記名したコピーと原本を提出してください。
- 2 郵送で請求する場合は、必要書類と請求人の住所を記載した返信用封筒、切手(簡易書留以上)を請求する遺言書保管所(法務局)に送付してください。

- 全ての書類等の準備ができましたら、遺言書保管所(法務局)に請求することができます。

遺言書情報証明書の請求及び遺言書保管ファイルに記録されている事項の閲覧の請求は、全国どこの遺言書保管所(法務局)でもすることができます。

ただし、遺言書の原本の閲覧請求は、遺言書を保管している遺言書保管所(法務局)に限られます。

- 窓口で請求する場合は、予約制となりますので、必ず電話又は法務省HPで予約をしてください。

【法務局手続案内予約サービス】<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

#### 【請求・お問い合わせ先】

遺言書保管所	所在地	電話番号
広島法務局供託課	広島市中区上八丁堀6番30号	082-228-5783
広島法務局廿日市支局	廿日市市新宮1-15-40	0829-31-2164
広島法務局東広島支局	東広島市西条朝日町9-11	082-423-7707
広島法務局呉支局	呉市中央三丁目9番15号	0823-21-9288
広島法務局尾道支局	尾道市古浜町27-13	0848-23-2883
広島法務局福山支局	福山市三吉町一丁目7-2	084-923-0100
広島法務局三次支局	三次市三次町1074	0824-62-5070

- ご不明な点がございましたら、法務局にお尋ねください。



遺言書ほかんガルー